

需給運用ルール

目 次

第3章	平常時の需給運用	23
3. 1	ルールの目的	
3. 2	予備力	
	1 運転予備力	
	2 瞬動予備力	
3. 3	電力系統の監視	
3. 4	平常時の周波数調整	
	1 平常時の周波数調整に必要な調整容量、確保の方法	
	2 平常時の周波数調整の実施	
	3 管理目標値	
第4章	電力系統異常時の需給運用	25
4. 1	ルールの目的	
4. 2	異常気象時の事前措置	
4. 3	需給ひっ迫時の処置	
4. 4	周波数異常時の処置	
4. 5	関門連系線分離時の処置	
4. 6	緊急時の関門連系線の混雑処理	
第5章	下げ調整力不足時の処置	28
5. 1	ルールの目的	
5. 2	出力抑制等の順序	
5. 3	広域機関に対する長周期広域周波数調整の要請	
5. 4	広域機関に対する指示の要請	
5. 5	発電契約者等に対する下げ調整力不足時の給電指令	
5. 6	自然変動電源の出力抑制指令を行った場合の広域機関への説明	
第6章	需給状況監視のための計画等の受領・提出	31
6. 1	ルールの目的	
6. 2	計画の受領	
	1 需要調達計画等の受領	
	2 発電販売計画等の受領	
	3 需要抑制計画等の受領	
6. 3	計画変更	
6. 4	当社供給区域の潮流確認	
6. 5	当社供給区域の需給バランス策定	
6. 6	計画の提出	
	1 当社供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出	
	2 FIT 電源により発電された電気に係る発電販売計画等の提出	
6. 7	中央給電指令所が常時監視している情報の広域機関への提出	
6. 8	連系線運用容量及びマージンに関するデータの提出	
6. 9	再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置おける対応	
別表1	需要調達計画等の受領内容一覧	
別表2	発電販売計画等の受領内容一覧	

別表 3	需要抑制計画等の受領内容一覧
別表 4	当社供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の広域機関提出内容一覧
別表 5	FIT 電源の発電販売計画等の広域機関提出内容一覧

第3章 平常時の需給運用

3.1 ルールの目的

このルールは、当社供給区域の電力系統の供給信頼度を確保することを目的とし、中央給電指令所が運転・瞬動予備力を確保のうえ、調整力を使用することにより、平常時の周波数調整を行う場合の基本事項などについて定める。

3.2 予備力

1 運転予備力

(1) 運転予備力の確保

中央給電指令所は、気温想定誤差などによる想定需要の予測差などに備え、当社供給区域での想定需要の少なくとも3～5%の運転予備力を予め確保するよう努める。

2 瞬動予備力

(1) 瞬動予備力の確保

中央給電指令所は、瞬時性の需要変動や発電機事故など極めて短時間内に生じる需給アンバランスに対応するため、需給調整市場で調達した調整力及び余力活用電源等により瞬動予備力の確保に努める。

3.3 電力系統の監視

1 託送供給契約者に対する供給力確保及び同時同量遵守の要請

中央給電指令所は、託送供給契約者が、必要な供給力を確保していないと認められる場合、当該託送供給契約者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。

また、託送供給契約者の同時同量の逸脱が頻繁に発生する等、供給区域の需給状況の悪化又は系統運用に支障がある場合は、当該託送供給契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。

2 発電契約者及び需要抑制契約者に対する同時同量遵守の要請

中央給電指令所は、発電契約者及び需要抑制契約者の同時同量の逸脱が頻繁に発生する等、供給区域の需給状況の悪化又は系統運用に支障がある場合は、当該発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。

3.4 平常時の周波数調整

平常時、中国電力ネットワーク供給区域と関門連系線で連系し、自動負荷周波数制御方式として、周波数偏倚連系線電力制御（TBC）方式を用いる。

中央給電指令所は、当社供給区域の需給バランスを維持するため、次の事項を考慮して、調整力を使用することにより、平常時の周波数調整を行う。

なお、調整電源の所有者は、中央給電指令所から調整力の提供を要請した場合には、特別な事情がある場合を除き、これに応じるものとする。

1 平常時の周波数調整に必要な調整力の確保

(1) 中央給電指令所は、時間及び日間で変化する負荷変動に応じて、需給調整市場で調

達した電源及び余力活用電源等の出力指令値の変更や、発電機の並列・解列指令により、周波数及び開門連系線潮流を適正に調整する。

- (2) 中央給電指令所は、周波数調整能力（LFC容量）を需給調整市場で調達した調整力及び余力活用電源の余力等で確保のうえ、負荷周波数制御（LFC）により、当社供給区域の需要変動に応じて出力指令値を補正し、周波数、時差を管理目標値に収めるよう努める。

なお、朝の需要立ち上がりなど需要の急変時にも周波数、時差の変動を管理目標値以内とするよう十分な周波数調整能力の保持に努める。

2 平常時の周波数調整の実施

中央給電指令所、余力活用電源等の発電者は、平常時の周波数調整を行うため次の業務を行う。

(1) 中央給電指令所

- a 自動給電計算機により、調整容量及び調整速度の確保、電力系統の適正潮流の維持などを考慮した余力活用電源等の運転を行う。
- b 需要変動等に合わせた余力活用電源等の出力調整、並列・解列を行う。
- c 周波数調整状況の監視を行う。

(2) 余力活用電源等の発電者

- a 中央給電指令所から自動調整による制御対象に指令された発電機等は、その信号により自動的に発電機の出力調整を行う。
- b 手動調整する発電所等は給電指令により、手動で発電機等の出力調整、並列・解列を行う。

3 管理目標値

中央給電指令所は、連系する電力系統の系統容量などを考慮し、周波数・時差を管理目標値以内に収めるよう努める。

なお、大容量発電機の事故、需要の急変などにより、管理目標値を逸脱する場合にも、周波数・時差を管理目標値内に収めるよう努める。

(1) 周波数管理目標値

60.0Hz（基準周波数） ± 0.2 Hz 以内（60.0Hz ± 0.1 Hz の滞在率 95%以上）

(2) 時差補正管理目標値

累積時差が ± 10 秒を超えた場合は、他の一般送配電事業者と協調のうえ調整する。

第4章 電力系統異常時の需給運用

4.1 ルールの目的

このルールは、電力の品質を維持し、安定した電力を需要者に供給すること及び人身の安全の確保、電力設備の保安を目的とし、当社供給区域の電力系統に異常が発生した場合の需給運用について定める。

4.2 異常気象時の事前処置

給電担当箇所は、異常気象等が予見される場合、電力系統及び気象の状況に応じて次の処置を行う。

- (1) 効率運用のため停止中の電力輸送設備の稼動(平常時ループオフ運用箇所のループなど)
- (2) 余力活用電源等による出力調整

4.3 需給ひっ迫時の処置

中央給電指令所は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、当社供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合は、次の処置を行う。

- (1) 上げ調整力の活用
 - a 需給調整市場で調達した調整力及び余力活用電源の余力等の活用
 - b 余力活用電源の追加起動
- (2) 予備力の増加

中央給電指令所は、上記(1)の処置を行っても需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれがあると判断した場合、次の処置を行い、当社供給区域の予備力を増加させるよう努める。

順 序	対 象 者		
	余力活用電源の 発電契約者	余力活用電源以外 の発電契約者	託送供給契約者 (小売電気事業者)
a 発電設備の出力抑制を伴う電力設備 の作業の中止	○	○	—
b 事前に合意した火力発電機の定格出力 を超える運転の準備	○	○	—
c その他速やかに供給区域の供給力を 増加することができる方法	○	○	○

- (3) 広域機関に対する指示の要請

中央給電指令所は、上記(1)～(2)の処置を行っても需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれがある場合、翌日需要調達計画等提出期限後(前日 12 時以降)に広域機関の指示を要請する。

- (4) 負荷抑制・制限

給電担当箇所は、上記(1)～(3)の処置を行っても当社供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、負荷抑制又は制限を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、上記(1)～(3)の処置を実施する前に行うことができる。

順 序	対 象 者		
	余力活用電源の 発電契約者	余力活用電源以外 の発電契約者	託送供給契約者 (小売電気事業者)
当社供給区域の需給ひっ迫を解消できないときの負荷抑制又は制限	—	—	○

4.4 周波数異常時の処置

(1) 短周期広域周波数調整のための利用枠確保及び実施

中央給電指令所は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は不足するおそれがある場合には、以下の処置を行う。

- a 実需給日の前日 12 時以降において、広域機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請する。要請を行う場合には、必要と見込まれる連系線の利用枠を通知する。
- b 広域機関から短周期広域周波数調整の利用枠の設定を受けた場合には、実需給当日において、当日の短周期調整力の状況を考慮の上、短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠を広域機関に通知する。
- c 広域機関から最終決定された連系線の利用枠の通知を受けた場合は、当該利用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施する。

また、広域機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、すみやかに算出結果を広域機関に通知する。

(2) 異常時の周波数調整

給電担当箇所は、電力設備の事故、需要急変などにより、周波数が大幅に低下・上昇した場合、あるいは平常時の周波数の管理目標値を継続的に逸脱又は逸脱が予想される場合、次の順序で処置を行う。

なお、中央給電指令所は、発電機による対策において、発電機の出力変化速度、調整容量など機器の特性を考慮し、指令を受けた発電者は、電源の緊急増発・抑制・遮断について、可能な範囲で実施する。

順 序	対 象 者		
	余力活用電源の 発電契約者	余力活用電源以外 の発電契約者	託送供給契約者 (小売電気事業者)
a 余力活用電源の発電者へ緊急増発・抑制・遮断を指令	○	—	—
b 所管範囲の周波数回復に効果的な発電者へ電源の緊急増発・抑制・遮断を指令	—	○	—
c 関門連系線からの緊急的な電力の需給	—	—	—
d 電源の緊急増発などの処置を行っても回復の見込みがなく、中央給電指令所が 59Hz 以下に低下すると判断した場合、所管範囲の周波数回復に効果的な需要者へ負荷抑制・制限を指令	—	—	○

- e 周波数異常解消後以下の処置を行う。
- (a) 中央給電指令所は、周波数が 59Hz に回復した場合、総合制御所へ負荷抑制・制限の中止を指令
 - (b) 中央給電指令所は、周波数が 59.5Hz に回復した場合、事故処置の進捗状況、運転予備力の状況、負荷需要の動向、設備余力などを総合判断し、総合制御所へ負荷抑制・制限の解除を指令
なお、解除順序は、原則として負荷抑制・制限を実施した逆の順序とする。
 - (c) 自主送電
当直運転担当箇所は、負荷抑制・制限を行った負荷への送電は、原則として給電指令により送電する。
なお、中央給電指令所との連絡がとれない場合、周波数が 60Hz に回復し電圧も安定していれば、59.8Hz 以下とならない範囲で順次自主的に送電することができる。
ただし、59Hz 以下となった場合、再度、負荷抑制・制限を実施する。また、他社の供給区域の電力系統に起因する周波数異常時、給電担当箇所は、余力活用電源等及び所管範囲の周波数回復に効果的な電源の発電者へ給電運用申合せ書等に基づく電源の緊急増発・抑制を指令し、周波数回復に努める。

4.5 関門連系統分離時の処置

- (1) 60Hz 系統全系の安定運転を維持するため、関門連系統による広域連系を維持することを基本とする。
- (2) 中央給電指令所は、周波数の大幅な低下により、機器を保護するための発電機の連鎖的な解列が他社の供給区域の電力系統に波及又は波及が予想される場合、並びに一定以上の周波数低下が継続した場合、系統給電制御所へ関門連系統の分離を指令する。
- (3) 関門連系統分離時の当社供給区域の周波数上昇時、中央給電指令所は、以下の順序で処置を行う。

順 序	対 象 者		
	余力活用電源の 発電契約者	余力活用電源以外 の発電契約者	託送供給契約者 (小売電気事業者)
a 余力活用電源の発電者へ緊急抑制・遮断を指令	○	—	—
b 所管範囲の周波数回復に効果的な発電者へ給電運用申合せ書などに基づく電源の緊急抑制・遮断を指令	—	○	—

4.6 緊急時の関門連系統の混雑処理

中央給電指令所は、必要に応じ、緊急抑制を開始するまでの間又は混雑処理を行うまでの間、当該連系統の潮流を運用容量以下とするため、相殺潮流が流れるよう発電機の出力調整を行う。

第5章 下げ調整力不足時の処置

5.1 ルールの目的

このルールは、軽負荷時及び豊水時等、当社供給区域の需要に対して電気の供給が過剰となる場合、発電機の出力抑制等を給電指令する場合の基本事項などについて定める。

5.2 出力抑制等の順序

下げ調整力不足又は下げ調整力不足のおそれがある場合の出力抑制等については、以下の順序で行う。

なお、電源の緊急抑制は、事後の運用に支障が生じないように最低負荷限度相当に抑制するなどの措置を行う。ただし、電源の緊急遮断が可能な場合は、必要に応じ遮断する。

また、発電機の出力抑制を指令する場合は、個別の発電機の出力変化速度、燃料種類の違いによる経済性、抑制可能量を考慮する。

なお、配電系統に連系する発電機（総合制御所所管分を除く）の運転・停止については、給電指令に基づき配電事業所が行う。

順 序	対 象 者		
	余力活用電源の 発電契約者	余力活用電源以外 の発電契約者	託送供給契約者 (小売電気事業者)
1 余力活用電源の出力抑制及び揚水式 発電機の揚水運転等	○	—	—
2 余力活用電源以外の火力電源等（出力 制御が困難な電源及び下げ調整力不足 の解消への効果が低い電源は除く。以下 同じ）の出力抑制及び余力活用電源以 外の揚水式発電機の揚水運転等（第5号 、第6号、第7号及び第9号に掲げる方 法を除く）	—	○	—
3 長周期広域周波数調整	—	—	—
4 バイオマス専焼電源（但し、地域資源 バイオマス電源を除く）の出力抑制	—	○	—
5 地域資源バイオマス電源（地域に賦存 する資源（未利用間伐材等のバイオマス 、メタン発酵ガス、一般廃棄物）を活用 する発電設備（但し、燃料貯蔵や技術に 由来する制約等により出力抑制が困難な ものを除く）をいう）の出力抑制	—	○	—
6 自然変動電源の出力抑制	—	○	—
7 広域機関による需給状況の悪化時の 指示	—	—	—
8 長期固定電源の出力抑制	—	○	—

5.3 広域機関に対する長周期広域周波数調整の要請

中央給電指令所は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日 12 時以降において、広域機関に対して、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を要請する。

広域機関に要請を行う場合には、必要と見込まれる電力量及び時間を広域機関に通知する。

なお、実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順は以下のとおり。

- 1 広域機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。
- 2 5.2 項の 5～7 項の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を広域機関に通知する。
- 3 広域機関から最終決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた一般送配電事業者は、その内容に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

5.4 広域機関に対する指示の要請

中央給電指令所は、5.2 項 1～7 の処理を行っても、下げ代不足又は下げ代不足のおそれがある場合、広域機関に需給状況の悪化時の指示を要請する。広域機関への要請は、翌日計画提出期限後（前日 12 時以降）とする。

5.5 発電契約者等に対する下げ調整力不足時の給電指令の発令及び広域機関への説明

- 1 中央給電指令所は、5.2 項の 3、5～7 及び 9 の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたっては、電気供給事業者間の公平性に配慮する。

また、中央給電指令所は、下げ調整力不足時に 5.2 項の 3、5～7 の出力抑制等を指令する際は、当該発電契約者等に対し、以下に挙げる事項について説明を行う。

なお、中央給電指令所は、発電契約者等から求められた場合、書面による説明を行う。

- (1) 出力抑制等を指令した時点で予想した当社供給区域の需給バランス
 - (2) 出力抑制等の具体的内容
 - (3) 出力抑制等を行う必要性
- 2 中央給電指令所は、発電契約者等に対し、5.2 項の 3、5～7 の出力抑制を指令した場合、すみやかに広域機関へ 5.5 の 1 に掲げる事項の説明を行うとともに、説明資料を提出する。

5.6 自然変動電源の出力抑制指令を行った場合の広域機関への説明

中央給電指令所は、自然変動電源の出力抑制を指令した場合、(1)～(3)についてはすみやかに、(4)については翌年度末日までにデータを広域機関に提出する。

(提出データ)

- (1) 自然変動電源の出力抑制を指令した時点で予想した当社供給区域の需給バランス
- (2) 当社による 5.2 項の 1 の処置内容
- (3) 自然変動電源の出力抑制を行う必要性
- (4) 自然変動電源の出力抑制措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行われた出力抑制の具体的内容

第6章 需給状況監視のための計画等の受領・提出

6.1 ルールの目的

このルールでは、当社供給区域の安定的かつ公平な系統運用を行うため、中央給電指令所が策定する当社供給区域の需給バランス策定に必要な計画、諸元、データの広域機関からの受領及び当社供給区域の需給バランス等の広域機関への提出手続きを定める。

なお、このルールにおける 6.2 項及び 6.3 項の広域機関への計画提出対象者は、当社供給区域に需要者又は発電者を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者とする。

6.2 計画の受領

1 需要調達計画等の受領

中央給電指令所は、託送供給契約者から広域機関へ提出された、当社供給区域の需要調達計画等（当該計画を変更する計画を含む）を「需要調達計画等の受領内容一覧」（別表 1）のとおりに広域機関から受領する。

2 発電販売計画等の受領

中央給電指令所は、発電契約者から広域機関へ提出された、当社供給区域の発電販売計画等（当該計画を変更する計画を含む）を「発電販売計画等の受領内容一覧」（別表 2）のとおりに広域機関から受領する。

3 需要抑制計画等の受領

中央給電指令所は、需要抑制契約者から広域機関へ提出された、当社供給区域の需要抑制計画等（当該計画を変更する計画を含む）を「需要抑制計画等の受領内容一覧」（別表 3）のとおりに広域機関から受領する。

6.3 計画変更

6.2 項により中央給電指令所が広域機関から受領した計画について、当社の運用対策に影響を与えるような変更を行う場合又は電力系統の事故・停止作業調整など、当社供給区域の安定運用に支障を与える事由による調整で変更が必要となる場合、中央給電指令所は、速やかに託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者から広域機関へ提出された変更計画を受領する。

6.4 当社供給区域の潮流確認

中央給電指令所は、6.2 項により受領した計画などにより、当社供給区域の潮流確認を行う。

潮流確認の結果、当社供給区域の安定運用に支障を与えることを理由に発電計画の変更を必要とする場合は、当該託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者と調整を行う。この場合の変更手続きは 6.3 項に準じる。

また、以下の場合において、より詳細な検討を行う必要がある時は、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面

の需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。

- ・当社供給区域における潮流状況を予測する場合
- ・当社供給区域の需給状況を把握する場合
- ・その他当社供給区域の電力系統の適切な運用に必要な場合

6.5 当社供給区域の需給バランス策定

中央給電指令所は、6.2 項により広域機関から受領した託送供給契約者及び発電契約者の計画などから、当社供給区域の需給バランスを策定する。

需給バランス策定の結果、当社供給区域の安定運用に支障を与えることを理由に需給計画の変更を必要とする場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者と調整を行う。この場合の変更手続きは 6.3 項に準じる。

6.6 計画の提出

1 当社供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

中央給電指令所は、6.5 項で策定した当社供給区域の需給バランス（供給区域の需要、供給力、予備力及び調整力）を「当社供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の広域機関提出内容一覧」（別表 4）のとおり広域機関へ提出する。

2 FIT 電源により発電された電気に係る発電販売計画等の提出

中央給電指令所は、自ら調達した FIT 電源の発電販売計画等を「発電販売計画等の広域機関提出内容一覧」（別表 2）のとおり広域機関へ提出する。

6.7 中央給電指令所が常時監視している情報の広域機関への提出

中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報について、常時、広域機関へ提出する。

6.8 連系線運用容量及びマージンに関するデータの提出

(1) 運用容量

給電計画を担当する箇所は、広域機関が運用容量の算出及びその妥当性の検討において必要とするデータを広域機関に提出する。

(2) マージン

中央給電指令所は、当社供給区域の需給ひっ迫、もしくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は広域機関から求められたときは、事前に当社供給区域の需給に関する計画等を広域機関に提出する。

6.9 再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置における対応

FIT 法第 17 条第 1 項第 2 号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む）の発電計画（翌日計画）の

計画値の通知もしくは確認を受けることを希望する発電契約者（以下、特例契約者）、又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年 6 月 3 日法律第 59 号）による改正前の F I T 法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画（翌日計画）の計画値の通知もしくは確認を受けることを希望する発電契約者（以下、旧特例契約者）の発電計画（以下、特例発電計画）について、当社は以下のとおり対応する。

(1) 太陽光電源又は風力電源の場合

中央給電指令所は、特例契約者及び旧特例契約者から実需給日の前々日 12 時までに受領した発電計画について、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力し、実需給の前々日 16 時までに、特例契約者及び旧特例契約者に通知する。

また、実需給日の前日 6 時までに通知した値について見直し、再通知する。

(2) 水力電源、地熱又はバイオマス電源の場合

中央給電指令所は、特例契約者及び旧特例契約者から実需給日の前々日 12 時までに受領した特例発電計画の妥当性を前々日 16 時までに確認する。

また、特例契約者及び旧特例契約者が計画変更を行う場合は、実需給日の前日 2 時までに受領した発電計画（変更分）について、実需給日の前日 6 時までに妥当性を確認する。

(3) 特例発電計画の想定方法及び想定した実績の公表

中央給電指令所は、(1) の特例発電計画の想定方法について、あらかじめ定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表する。

別表 1 需要調達計画等の受領内容一覧

受領する計画内容		年間計画 (第 1～第 2 年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日 計画(*1)	翌日 計画	当日 計画 (*2)
提出対象者から広域機関への提出期限		毎年 10 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日午前 10 時(*3)	毎日午前 12 時(*3)	30 分ごとの 実需給の開 始時刻の 1 時間前
受領内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の需要電力		30 分ごとの 需要電力量	30 分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の調達分の計画値		30 分ごとの 調達分の計 画値	30 分ごとの 調達分の計 画値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値発 生時の販売分の 計画値	各週平休日別の 需要電力の最大 値及び最小値発 生時の販売分の 計画値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の販売分の計画値		30 分ごとの 販売分の計 画値	30 分ごとの 販売分の計 画値

- *1 週間計画に変更が生じた場合に提出
- *2 翌日計画に変更が生じた場合に提出
- *3 提出対象者から広域機関に提出する日が休業日の場合も含む

別表 2 発電販売計画等の受領内容一覧

受領する 計画内容		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日 計画(*4)	翌日 計画	当日 計画 (*5)
提出対象者 から広域機 関への提出 期限		毎年 10 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日午前 10 時(*6)	毎日午前 12 時(*6)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1 時間前
受領 内容	発電 計画	各月平休日別 の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 供給電力	各週平休日別 の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 供給電力	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の供給電力		30分ごと の供給電力 量	30分ごとの 供給電力量
	販売 計画	各月平休日別 の販売電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別 の販売電力の 最大値及び最 小値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の販売電力		30分ごと の販売分の 計画値	30分ごとの 販売分の計画 値
	調達 計画	各月平休日別 の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別 の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の調達分の計画値		30分ごと の調達分の 計画値	30分ごとの 調達分の計画 値

- *4 週間計画に変更が生じた場合に提出
- *5 翌日計画に変更が生じた場合に提出
- *6 提出対象者から広域機関に提出する日が休業日の場合も含む

別表 3 需要抑制計画等の受領内容一覧

受領する 計画内容		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日 計画(*7)	翌日 計画	当日 計画 (*8)
提出対象者 から広域機 関への提出 期限		毎年 10 月末日	毎月 1 日	毎週水曜日 午前 10 時	毎日午前 10 時(*9)	毎日午前 12 時(*9)	原則、30分 ごとの実需 給の開始時 刻の 1 時間 前
受領内容	需要抑制計画	各月平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	各週平休日別の 需要抑制計画の 最大値及び最小 値発生時の需要 抑制電力	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の需要抑制電力		30分ごと の需要抑制 電力量	30分ごと の需要抑制 電力量
	販売計画	各月平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	各週平休日別の 販売電力の最大 値及び最小値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の販売電力		30分ごと の販売分の 計画値	30分ごと の販売分の 計画値
	調達計画	各月平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	各週平休日別の 販売計画の最大 値及び最小値発 生時の調達分の 計画値	電力広域的運営推進機関 が指定する 2 点の時刻の 日別の調達分の計画値		30分ごと の調達分の 計画値	30分ごと の調達分の 計画値
	シラス ペ	—	—	—		30分ごと の計画値	30分ごと の計画値

*7 週間計画に変更が生じた場合に提出

*8 翌日計画に変更が生じた場合に提出

*9 提出対象者から広域機関に提出する日が休業日の場合も含む

別表 4 当社供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の広域機関提出内容一覧

提出する 計画内容		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌々日 計画	翌日 計画	当日 計画
提出期限		毎年 3月25日	毎月 25日	毎週 木曜日	毎日 17時30分 (*10)	毎日 17時30分 (*10)	随時
提出 内 容	供給区域 需要電力	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	電力広域的運営推進機関が 指定する2点の時刻の日別の 需要電力	翌日の30 分毎の需要 電力量	当日の30 分毎の需要 電力量	
	供給区域 供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	
	供給区域 予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対 する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に 対する予備 力	需要電力に 対する予備 力	
	供給区域 調整力	—	需要電力に対 する調整力必 要量(上げ)、 調整力確保量 (上げ)及び 調整力確保量 (下げ)	需要電力に対する調整力必 要量(上げ)、調整力確保量 (上げ)及び調整力確保量 (下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、調 整力確保量 (上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	需要電力に 対する調整 力必要量 (上げ)、調 整力確保量 (上げ)及 び調整力確 保量(下げ)	

*10 提出日が休業日の場合も含む